

社会福祉法人清晃会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清晃会（以下「この法人という。」定款8条及び21条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬総額)

第2条 定款8条及び21条の規定により、役員等に支給する報酬総額を下記のとおり決定する。

区 分	人 数	年 総 額（最高限度額）
理 事	6 人	300,000円以内
監 事	2 人	50,000円以内
評 議 員	7 人	100,000円以内

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、会議がある度に「別表第1」に定める額を支給する。

別表第1

役 職 名	報 酬 額
理 事	5,000円
監 事	5,000円
評 議 員	5,000円

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。